

「旅行業法」の一部を改正する法律 その主なポイント

安達 清治

はじめに

「旅行業法」（以下は業法）の一部を改正する法案が平成 16 年度の第 119 回の国会で承認された。

業法は、最近では平成 7 年度に改正されているが、その後、経済、社会の変化が著しく、旅行業もこの変化の影響を受けているために、法律の改正作業が行われたものである。

改正された法律は、平成 17 年度から施行されることになっており、平成 16 年度の秋までには省令及び約款の改正作業も終了されている。

今回改正された主な点は以下の点である。

- ① 新たな旅行契約の態様の設定。
- ② 旅行業務取扱主任者制度の見直し及び名称を「旅行業務取扱管理者」とする。
- ③ 旅程管理制度を見直し、登録制度とする。
- ④ 営業保証金制度および弁済業務保証金制度の見直し。
- ⑤ 旅行業者代理業の適正な運営の確保。

そこで、改正された業法の主なポイントと背景等について解説した。

旅行業法の一部を改正する法律について (閣議決定の内容)

・趣旨

「公益法人改革実施計画」（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく公益法人に係わる改革の一環として、旅程管理業務に関する研修について指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様を設定する等、旅

行者の利便の増進を図るための所要の措置を講ずる。

・概要

1. 旅程管理研修制度及び旅行業務取扱主任者制度の見直し（公益法人改革関係）

① 旅程管理研修制度の見直し

旅程管理業務（計画どおり旅行が円滑に実施できるよう行程管理や代替手配などを実施）に関する研修について、指定制度を登録制度に改める。

② 旅行業務取扱主任者制度の見直し

旅行業務取扱主任者について、これまで行っていた旅行商品の販売や苦情対応に加え、その知識・能力を活用し、旅行に関する計画の作成から、旅程管理に至るまで、総合的に旅行業務の取扱に関して管理及び監督を行うよう業務を拡大するとともに、その名称を旅行業務取扱管理者に変更する。

2. 新たな旅行契約の態様の設定と旅行会社の責任範囲の拡充

新たな旅行契約の態様の設定

旅行者のニーズの多様化に対して、あらかじめ又は旅行者からの依頼により、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊のサービスの提供に係る契約を自己の計算において締結する企画旅行契約を設定する。

旅行会社の責任範囲の拡充

企画旅行の実施について、ホテルのオーバーブッキング、旅先での事故などに対応するために旅程管理業務を講ずることとする。

3. 営業保証金制度及び弁済業務保証金制度の見直し

旅行業者が供託した営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象から、運送機関、宿泊機関等を除外し、

旅行者のみに限定する。

・閣議決定日

平成 16 年 3 月 2 日（火）

1) 旅行業の現状

旅行業界は、昭和 39 年の日本人の海外渡航の自由化以来、高度経済成長と歩調を合わせ、いわゆる日本経済のバブル経済の崩壊まで、拡大するマーケットを追いかけることで、その業容を拡大してきた。

しかし、バブル経済崩壊後は、拡大したマーケットの中で成功体験は危機脱出の糸口を指し示すことなく、新たなビジネスモデルを構築することを余儀なくされている。

旅行業界の経営環境は以下の点が指摘されている。

- ① 広告媒体による値頃感の定着と、催行人員の少数化による利益率が低下している。
- ② IT の普及により、運送、宿泊機関の直販傾向が強まった。
- ③ 多様化した顧客ニーズに対応できる販売員が不足した。
- ④ 萎縮した経済環境下で、異業種との競争を余儀なくされている。
- ⑤ 単独の付加価値を創造する企業としての認識が不足している。

こうした認識を日本旅行業協会（日本旅行業協会法制委員会報告書＝平成 14 年 9 月 10 日）が指摘しており、バブル経済崩壊によって、いわゆる価格の低下、そして IT の進展による直販の強まりがあり、旅行業界として付加価値の創造を強化することが重要となっている、としている。

2) 旅行業の区分と名称変更

現行の旅行業の区分は、旅行業第 1 種、旅行業第 2 種、旅行業第 3 種、そして旅行業者代理業に区分されている。（別表 1 参照）

これらの業者は、第 1 種 874 社、第 2 種 2,474 社、第 3 種 6,090 社、旅行業者代理業 1,358 社で合計 11,069 社（国土交通省平成 15 年度）となっている。これらの区分は主催旅行の実施の有無の業者と及び旅行業者代理業の所属旅行業者の代理人としての業者に大きく分けられている。

しかし、現実的には主催旅行と手配旅行（さらには企画手配旅行もある）は、消費者側からは明確に理解され

ているわけではなく、法律上の規則が曖昧に運用されている現状がある。

こうした現状から業者間の競争激化が生じていることになり、再度の区分見直しが図られている。

表 1 現行の業種区分

区 分	主催旅行の実施の有無	財産的基礎額	
旅 行 業	第 1 種	国内、海外主催旅行の実施	3,000 万円
	第 2 種	国内主催旅行の実施	700 万円
	第 3 種	主催は実施できない	300 万円
旅行業者代理業	実施できない（所属旅行業の業務委託範囲内）	なし	

表 2 現行の主催旅行と手配旅行及び企画手配旅行と特別補償、旅程保証

	主催旅行	手配旅行
定 義	・旅行業者があらかじめ旅行の計画を作成し、参加者を募集して実施する旅行	・旅行者の委託により手配を引き受ける旅行（手配旅行） ・旅行者の委託により旅行の企画を作成して手配を引き受ける旅行（企画手配旅行）
形 態	・パッケージツアー（主催旅行商品）	・職場旅行・団体旅行など ・乗車券・クーポン券のみの手配
契約成立時 点	・旅行業者が締結を承認し、申込金を受理したとき	同 左
契 約 の 特 則	—	・特約により申込金を受理しないで成立する ・乗車券又はクーポン券等は口頭のみで成立する
特別補償	・適用される	・企画手配旅行では適用される
旅程保証	・適用される	・適用されない

3) 旅行業の新たな区分

① 第 1 種旅行業と第 2 種旅行業

海外旅行と国内旅行では必ずしも顕著な販売価格の差またはこれらの旅行業者の取扱上のノウハウの差が認められていない、とする現状から、これらの第 1 種、第 2 種旅行業は同一区分の考え方の方向となっている。

② 第 3 種旅行業

第 3 種旅行業者は国内、海外の主催旅行を実施できない。しかし、企画手配旅行の形を借りて、主催旅行を実施している業者もある。

主催旅行と「包括料金特約」による企画手配旅行を統括し「包括旅行」とした場合、旅行手配契約の形式を借

りて、形式上旅行代金の内訳を明示しただけの、事実上の「包括旅行」を実施する業者が予想される。

旅行者サイドからこの違いを見分けることは不可能と思われる。このことから、手配旅行のみを取り扱う業種を、独立した旅行業の区分とすることは適当ではない。

③ 旅行業者代理業者

特定の旅行業者の代理人としてのみ営業する。平成13年4月現在、約1,300社が登録されているが、現行法が施行された平成8年と比べ58%を構成する業者となっている。

所属旅行業者の代理人として行為することが決められているものの、所属旅行業者が旅行者のニーズの全てを満たす体制が整っていない現実がある。

実際の営業に当っては、旅行者のニーズを満たすために所属旅行業者以外の旅行業者から旅行サービスを調達したり、運送、宿泊業者と直接取引しているケースが見られる。

代理業者が直接取引をして相手方の債務の弁済を巡り、トラブルになるケースも見られる。「所属旅行業者代理人としてのみ行為する」旅行業者代理業者制度の問題点をあげている。

④ 改正「旅行業法」での登録

現行の第4条は「旅行業を営む者にあつては、主催旅行を実施するものであるかどうか(略)国土交通省令で定める実務の範囲の別」を、改正の業法では第4条は、「旅行業を営む者にあつては、企画旅行に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうか(略)国土交通省令で定める業務の範囲の別」と改正されている。

このため、業法第12条の2(旅行業約款)も、「企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行以外の契約との別に応じ、明確に定められているものであること」と規定している。

注)平成16年9月現在の情報によるものである。

資料

- ①旅行業実務六法 平成14年版 東京法令出版
- ②旅行業法解説 平成12年版 著者安達清治 創成者
- ③旅行業法の一部を改正する法律案新旧対照表 平成16年9月
- ④約款等見直し検討部会報告書 平成14年9月 日本旅行業協会